

## 負担金ガイドライン

(令和7年4月1日改訂)

### 1 負担金ガイドライン

- (1) 負担金毎に余剰金の取扱いを見直すことについての働きかけを実施すること。(可能な限り精算を導入する(させる)こと。)
  
- (2) 3年毎を基準として定期的な検証を行い、検証の結果、課題がある負担金については、その課題の解決を求める働きかけを実施し、その結果については、予算査定(ヒアリングを含む)の場で説明を行うこと。